

今、注目の 「農福連携」について

一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会
代表理事 中野 和代

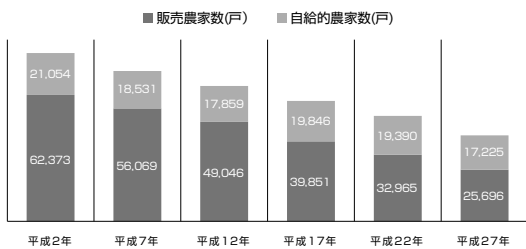


発行所
三重県地方自治研究センター
三重県津市栄町2丁目361番地
(一)三重県地方自治労働文化センター内
TEL059-227-3298
FAX059-227-3116
<http://www.mie-jichiken.jp/>
info@mie-jichiken.jp

農福連携とは？

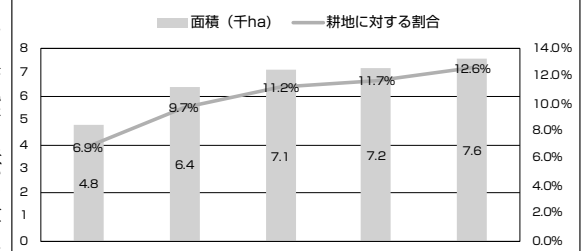
近年、農業分野では、高齢化と人口減少によって農業に携わる人が減少し、担い手不足や耕作放棄地が問題となっています。また、福祉分野では、障がいのある方々の働く場が限られており、多様な働く場所が求められています。この双方の課題を解決する有効な取り組みとして「農福連携」に注目が集まっています。農福連携の取り組みが進むことによって、農業サイドでは、労働力が

三重県における総農家数の推移



(資料) 農林業センサスより

三重県における耕作放棄地の推移



(資料) 農林業センサスより

農業分野におけるメリット

1 労働力不足の解消

高齢化が進み後継者がいないという状況で、「先祖から引き継いだ農地を何とか守りたい」と悩んでいる農家にとって、「働き手」を確保できることは、一番のメリットです。

2 耕作放棄地の解消

農業に取り組んでいる福祉事業所の農地の多くは、近所の方からの借

確保でき、農地管理が恒常的にできるようになり、福祉サイドでは、障がいのある方々の新しい職場が確保され、さらに、農作業を通じて、地域との交流が始まり、障がい者への理解が広がるなどの期待が広がっています。双方の課題を解決しながら、お互いにWin-Winの取り組み、それが「農福連携」の目指すところ です。

地です。「荒れ地にしておけないので管理をしてほしい」という申し出が多いと聞きます。

3 社会貢献

障がい者へ就労の機会や場を提供するということは、農家・農業経営体の社会貢献活動につながっています。

4 地域活性化につながる

新たに福祉事業所が農業に参入し、働き手が増えるということは、地域での交流が盛んになり、地域の活性化につながります。

福祉分野におけるメリット

1 多様な雇用の場の創出

農作業には、草刈り、種まき、定植、収穫、袋詰めなど様々な作業があり、障がい者一人ひとりの状況や作業能力に合わせて、作業内容や場所を選ぶことができ、障がい種別、障がいの程度を問わず、就労の機会を創り出すことが可能です。

2 障がい者にとっての身体的・精神的効果

2019年3月に「農福連携全国都道府県ネットワーク」が実施した「福祉事業所における農福連携による社会的効果アンケート調査結果」によると、約80%の事業所が、「農業と福祉との連携の取り組みによるプラス面の効果はあった」と回答し、「体力が付き長い時間働けるようになった」「表情が明るくなった」「生活のリズムが改善した」「やりがいや成功体験が自信につながった」などの効果がみられています。

3 工賃向上につながる

2で紹介した調査結果によると、農業に取り組んでいる事業所における賃金の状況について、A型事業所では月額平均賃金が76,221円、B型とその他の事業所では月額平均工賃が16,399円で、過去5カ年ほどで見た事業所の賃金又は工賃額について、74%の事業所が「増えてきている」と回答しています。

4 一般就労への移行につながる

農業に携わることによって、規則正しい生活習慣が身につく、達成感から何事にも意欲的に取り組めるようになり、一般就労につながった事例が生まれています。

5 社会参加につながる

障がい者が、地域で農作業をすることにより、地域の方々の障がい者への理解が広がり、地域の行事への参加や地域の催し物での販売など地域での活動につながります。

国の動き

1 基本政策における位置づけ（農林水産省における農福連携施策より）

○食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）

農作業による心身の健康増進の効果等に着眼し、高齢者の健康や生きがいの向上、障害者や生活困窮者の自立を支援するための福祉農園の拡大、定着等に向けた取り組みを推進する。

○ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

就職支援及び職場定着支援、治療

と職業生活の両立支援、障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進、ICTの活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組みとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

○未来投資戦略2018（成長戦略）（平成30年6月15日閣議決定）

農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現、農福連携を推進し、担い手不足が見込まれる農業分野で活躍が期待される高齢者、障害者、生活困窮者等の就労・就労支援を進める。

○経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太方針）（平成30年6月15日閣議決定）

障害者の地域生活への移行や農福連携を含めた就労・社会参加を促進するとともに、発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組み。高齢者、障害者、生活困窮者等の農業分野における就農・就労。

2 農福連携等推進ビジョン（2019年6月4日発表）について

(1)農福連携等推進会議 2019年4月、6月開催

農福連携について、全国的な機運の醸成を図り、今後、強力に推進していく方策を検討するため、省庁横断の会議として開催されました。議長に菅内閣官房長官、厚生労働大臣、農林水産大臣が副議長を務め、農福連携全国都道府県ネットワーク会長である鈴木三重県知事をはじめ、全国農業協同組合中央会中屋会長、TOKIOの城島茂さん、農

福連携に取り組んでいる関係者等11人が有識者として出席しました。

(2)目標・農福連携に取り組む主体を今後5年で新たに3000創出する

目標達成に向け、農福連携のメリットの発信、農業経営体と障がい者施設等のニーズをマッチングする仕組みの構築、スマート農業の活用や農業版ジョブコーチの仕組みの構築などを打ち出しました。また、農福連携に取り組む機会の拡大に向け、ワンストップ窓口の整備や特別支援学校における農業実習の充実なども挙げています。そして、これらの取り組みは、障がい者だけでなく、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある人など働きづらさや生きづらさを感じている人の就労、社会参画の機会の確保として、農業だけでなく林業、水産業を含めて農福連携を推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現を目指すとしています。

三重県の取り組み

三重県では、平成24年度「みえ県民力ビジョン」で、『共に生きる』社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト」を特に注力すべき施策課題と位置づけたことをうけ、農林水産部は、「農福連携による就労支援」に向け、次の取り組みを行っています。

(1)農業と福祉をつなぐ人材育成

農業大学校在学を対象に農福連携カリキュラム「農業と福祉」の講

座を開設したり、福祉事業所支援員向けの技術習得研修を行っている。農福連携に取り組む福祉事業所や農業経営体へ就職する際の基礎知識を学んだことで、福祉事業所に就職したり、施設外就労を委託する取り組みを行っている卒業生もいます。

(2)障がい者向けの技術習得

普及指導員を特別支援学校の農業実習の指導に派遣したり、福祉事業所利用者向けの技術習得研修を行っています。

(3)障がい者が取り組める農作業領域の拡大

作業の工夫と改善事例集、福祉事業所向け経営マニュアルの整備、障がい者の就労事例集を作成するとともに、作業補助具の開発、農作業の分割、作業場の改良などを現場で実践し、その効果を検証しています。

(4)「農福連携全国サミット」の開催

2016年11月30日・12月1日に当協議会と共催で、三重県総合文化センターにて開催されました。「農福連携フォーラム」には、北海道から沖縄まで、30都道府県約400人が参加、「農福連携マルシェ」には、県内23福祉事業所、県外9福祉事業所が出展し、多くの県民の皆様が「農福連携」をPRすることができました。2日目は、株式会社イシイナリー、一般社団法人あさひファーム、社会福祉法人アクティブ鈴鹿、多機能型事業所八重田ファームの視察を実施しました。



「農福連携全国都道府県ネットワーク」設立

当協議会は、農業分野における障がい者就労の拡大により、障がい者が生き生きと働ける地域社会の実現を目指して、平成27年10月に発足しました。年々、農福連携への関心が高まってきており、平成31年3月末現在、会員数は151（社会福祉法人52、農業者20、その他79）となり

一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会の取り組み

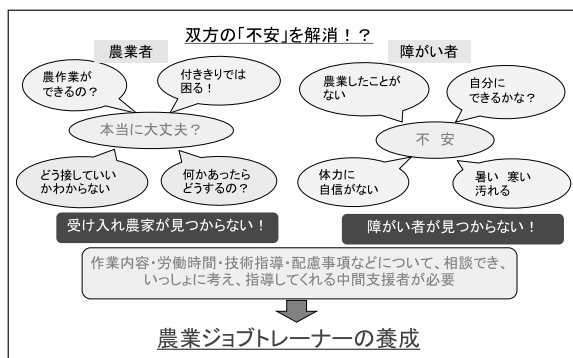
(5) 農福連携全国都道府県ネットワークの設立
都道府県が連携して「農福連携」の取り組みを地域に定着させ、さらに拡大を図るための行政ネットワークを三重県、長野県、岐阜県、京都府、鳥根県の各知事が発起人となり2017年7月に発足し、現在、47都道府県すべてが参加。鈴木三重県知事が会長を務め、各県庁への要望を取りまとめ陳情等を行っていま

ました。県事業、赤い羽根福祉基金、丸紅基金、及び農山漁村振興交付金を活用し、農福連携推進に向け、次の取り組みを行っています。

1 農業ジョブトレーナーの育成

農業経営体に障がい者の受け入れをお願いすると、「本当に農作業ができるの?」「付ききりでは困る」「どうやって接したらいいのかわからない」「何かあったらどうする?」などの言葉が返ってきます。そして、障がい者本人や家族も「農業の経験がないので、できるかどうか不安」「暑い、寒い、汚れる、無理」「今のところがいい」など、なかなか踏み出せません。こうした双方の言い分を聴き、不安を取り除き、マッチングし、つなぐサポート役が「農業ジョブトレーナー」です。

毎年開催する「農業ジョブトレーナー養成講座」には、青森や鹿児島をはじめ、近府県からの参加があ



り、他県にはない取り組みとして注目されています。（昨年度までの修了者は延べ170人）

また、就農を考えている障がい者が、農業ジョブトレーナーのサポートを受けながら就農体験研修を行い、昨年度末までに延べ19人が実習し、そのうち6人が就労につながっています。

2 農業ジョブトレーナー養成講座の修了者に期待する役割

毎年開催している「農業ジョブトレーナー養成講座」では、障がい者の理解や障がい特性に配慮した就労指導、県内外の先進事例報告、ケーススタディ、福祉事業所等における農業実習などを行います。県内外から、いろいろな立場の方々が、本当に熱心に受講していただいています。すべての講座を修了した方々は、当協議会から修了書をお渡ししています。資格として認定されているものではありませんが、当協議会は、農福連携に取り組む仲間を増やすことを目的としており、それぞれの立場での役割を期待しています。

(1) 「農業ジョブトレーナー」として活躍（当協議会に登録）

就農体験研修や施設外就労の実地検証などにおいて、マッチング・指導・助言など農業者と障がい者の双方を、直接、サポートすることにより、障がい者の就農へとつなげる活動を担います。

(2) スキルアップ

福祉事業所の支援員・指導員、農業経営体の担当者等が、農福連携の取り組みをより充実したものとする

ための研修として活用し、作業方法の改善や環境整備などにつなげます。

(3) 農福連携のリーダーに!

行政担当者・社会福祉協議会・農業関係者・福祉関係者等が受講し、各地域や団体における意思決定や計画設計などを取りまとめるリーダーとして活動することを目指しています。

3 特別支援学校との連携

特別支援学校におけるキャリア教育が進む中、農業分野への就労希望者が少ないことから、「農業」を進路選択の一つにしてほしいとの思いから、「丸紅基金」「赤い羽根福祉基金」を活用して、次の取り組みを行っています。

(1) 特別支援学校における農業教育プログラムの作成

三重県教育委員会事務局特別支援教育課の協力のもと、作業学習等で取り組んでいる農業実習等の充実を図り、教育活動の中に「農業」が位置付けられるよう、農業教育プログラムの作成に取り組んでいます。

(2) 農業ジョブトレーナーによる現場実習の支援

農業経営体への就労を希望している生徒の現場実習に、農業ジョブトレーナーを派遣し、仕事内容、作業時間、手順などを指導し就労までつなげます。

4 販路拡大・農福ブランド開発の取り組み

経営が安定することによって、障がい者の活躍の場を広げることができると考え、儲かる農福連携を目指しています。

福祉事業所の農業参入及び農業経営体における雇用の推移

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
福祉事業所の農業参入実績	福祉事業所数	14	17	29	33	37	40	45	46
	障がい者就労人数a	179	263	429	478	498	513	557	582
農業経営体における雇用実績	農業経営体数	9	15	12	13	13	14	17	18
	障がい者雇用人数b	17	23	20	21	26	27	29	31
合計(福祉事業所+農業経営体)		23	32	41	46	50	54	62	64
農業分野で働く障がい者数 a+b		196	286	449	499	524	540	586	613

障がい者の就農人数が
約600人に！

福祉事業所の農業参入は着実に増加しており、地域農業の中心的存在となつていく事業所も現れてい

- (1) 販路拡大
農福連携マルシェの開催、百貨店や各種団体等の催し物への出展
- (2) 高校・企業等と連携した新商品の開発

栽培した野菜や果物を使って、ジャム、ドレッシング、パン、焼き菓子などのレシピの開発、製造、販売のサポート

(3) 食品製造会社との契約栽培

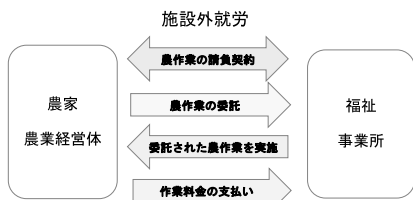
商品に使う農産物(ゴマ、カラシ、ヒノナ)を契約先の指導のもと栽培
(4) 特色ある農産物の栽培のサポート
ハーブ、サフランなど専門家による栽培指導などをコーディネートしサポートしています。

す。農業経営体における雇用も増加の兆しがみられます。

「農福連携」の推進に向けて

1 施設外就労の仕組みの構築

農福連携における「施設外就労」とは、農家や農業経営体が、福祉事業所に農作業を委託し、福祉事業所は、その農作業を実施し作業料金をもらうという取り組みです。年間を通しての仕事がないため雇用はできないが、繁忙期だけ仕事を頼みたいという農家にとっては、取り組みやすい制度です。福祉事業所にとっても、工賃向上や農地を持たなくても農業に携われるなどのメリットがあります。しかし、実際に取り組むには、農作業を頼みたいという農業サイドの情報と施設外就労を引き受けてもいいという福祉サイドの情報を把握し、コーディネートする仕組みが必要です。当協議会では、農福連



福祉事業所の利用者(障がい者)は
福祉事業所の職員の支持・指導により作業をします

取り組んだ方々の声

農家・農業経営体	福祉事業所
・農繁期の働き手が確保でき助かった ・農例になってきたので働き手として頼りになる ・忙しくて後回しになってしまう作業をしてもらえるので助かる ・仕事量や面積による出来高払いなので頼みやすい ・支援員さんが支持してくれるので、特に気を使うこともなく、安心して仕事ができる	・利用者の工賃を上げることができる ・農家さんと接したり自然に触れ合うことで施設内の作業とは違う喜びがある ・「ありがたい」「助かったよ」の声掛けでやりがいと自信を持つことができる ・支援員、指導員が作業の内容をしっかりマスターする必要がある

携コーディネーターや農業ジョブトレナーを派遣し、マッチングや農作業の指導等を行っています。十分な情報を集めることができず、制度的な取り組みには至っていません。

県内では、一般社団法人障がい者アグリ就労人材センター(鈴鹿市)や名張市障害者アグリ雇用推進協議会が取り組んでおり、市、町又は地域単位でセンター的な機能を持った組織づくりが必要と考えます。

県外では、香川県から始まり、鳥根県、鳥取県、新潟市など、次々と取り組みが広がってきています。

2 「農」と「福」をつなぐ仕組みづくり

農福連携が、社会の様々な課題を解決するきっかけになることが、各地で取り組まれている事例からも明らかです。しかしながら、危険を伴う農作業での労働環境の整備や安い労働力とみなされてしまう懸念など、まだまだ越えなければならぬハードルがあります。「農業の分野」「福祉の分野」各々がルールを主張してしまつと、当事者の思いがどこかに行ってしまうこともあります。お互いの垣根を越えて、「人」と「人」と向き合い、知恵を出し合つて進むしかないのです。そして、農福連携が、持続可能な取り組みとして社会に定着していくためには、国・県・自治体が主導してその仕組みづくりをする必要があります。

国が省庁を横断して動き出した今、実態を熟知している自治体の本気度で期待したいと思っています。

誰もが当たり前のように生きていく

あるセミナーで、北海道芽室町で働く障がい者の皆さんが自信に満ちた笑顔で「私たちは働いて生きていく」と力強く叫んだ光景が今も忘れられません。芽室町の宮西義憲前町長は、「誰もが当たり前のように働いて生きていける町」を創りたいと考えたら、基幹産業の農業で取り組むことしか思いつかなかった。それがたまたま農福連携だったのです。」と話されました。行政が「農福連携」を中心に据えて取り組んでいる事例として、全国から注目されている町です。

障がいがあるからと勝手な物差しで、できないと決めつけてしまわず「できることは何か」と考え、できる仕事を見つめる。そして、「当たり前前に働く」。いくつもの作業工程のある農業だからこそできることだと思えます。生き生きと農作業に取り組んでいる障がい者の方々を見るにつけ、「障がいって何だろう?」と思ってしまう。

プロフィール



一般社団法人
三重県障がい者就農促進協議会

代表理事 中野和代

E-mail: mieshuno@dune.ocn.ne.jp
ホームページ http://mieshuno.net